

「T Xつくば駅南北自由通路（土浦境線）公共掲示板の利用に関する要領」

（目的）

第1条 この要領は、南北自由通路（土浦境線）における掲示物の掲示について必要な事項を定め、壁面の効率的な有効活用、良好な環境を保全するために定める。

（申請）

第2条 掲示物（ポスター等で概ねA1判以内）の掲示を希望する者（各機関の長）は、掲示物の写し（A4サイズ）を添えてつくば市（観光推進課）にT Xつくば駅南北自由通路公共掲示板掲示許可申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（審査）

第3条 つくば市は、T Xつくば駅南北自由通路（土浦境線）公共掲示板の許可基準（以下、「許可基準」という。）に基づき内容を精査の上、掲示の可否を決定するものとし、掲示許可と決定した場合はT Xつくば駅南北自由通路公共掲示板掲示許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、掲示不許可と決定した場合はT Xつくば駅南北自由通路公共掲示板掲示不許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（掲示）

第4条 つくば市は、許可基準の優先順位により、掲示板の掲示状況に応じて掲示物（受領印を押印）を掲示するものとする。

2 掲示物が事故等により棄損した場合、市は一切責任を負わないものとする。

3 掲示に際し、申請者が市に損害を与えた場合は、申請者に賠償させるものとする。

（撤去）

第5条 つくば市は、許可基準の優先順位に基づき、掲示物を自由に撤去することができるものとする。

（変更）

第6条 つくば市は、この要領について、申請者に事前に通知することなく変更することができるものとする。

（その他）

第7条 つくば市は、申請者が許可の条件に違反した場合、掲示物を撤去することができる。また、次回以降の利用を認めないものとする。

付 則

1 この要領は、平成25年12月1日から施行する。

2 この要領は、平成29年5月29日から施行する。

- 3 この要領は、令和3年9月22日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

TXつくば駅南北自由通路（土浦境線）公共掲示板の許可基準

つくば市は、以下の基準に適合するものに限り、「TXつくば駅南北自由通路公共掲示板の利用に関する要領」に従って掲示を許可するものとする。

- 1 掲示物の内容は、広く一般を対象とする公共的事業かつ観光誘客に資する事業に関するものであること。
- 2 掲示物の申請者は、次に示す機関であること。なお、掲示の優先順位は次の順とする。
 - ①つくば市
 - ②市出資法人等
 - ③市内教育・研究機関等
 - ④国・県・他自治体
 - ⑤つくば市及びつくば市教育局の後援を受けた事業を行うもの
 - ⑥その他のもの
(観光誘客に資する事業であって観光推進課長が必要と認めるもの)
- 3 掲示物に記載された事業は、2に該当する機関が主催又は共催するものであること。
- 4 入場料及び参加料等を徴収するイベント等、その他の収益事業については不許可とする。ただし、2①から④に該当する機関が主催又は共催するものについてはこの限りでない。

※市内で開催されるイベント等告知に係るポスターについては、他市で開催されるイベント等に優先して掲示する。

※イベント等とは、講演会、企画展示会、祭事等広く一般市民が参加可能なものを指す。